

## 第 51 回接続委員会 議事概要

日時 令和元年 12 月 3 日（火）13:00～13:35

場所 総務省 10 階 第 1 会議室

参加者 接続委員会 相田 仁主査、佐藤 治正委員、山下 東子委員、関口 博正委員、高橋 賢委員、  
西村 暢史委員

総務省 竹村電気通信事業部長、大村料金サービス課長、中村料金サービス課企画官、  
田中料金サービス課課長補佐

### 【議事概要】

- |  |
|--|
| <p>① <u>第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について【諮問第 3 1 2 3 号】</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 総務省から資料について説明が行われた後、報告書（案）について、議論が行われた。</li><li>○ その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。</li></ul> <p>② <u>接続委員会（第 50 回）の電子メールによる審議事項について</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 相田主査から電子メールによる審議を行った前回会合について、報告が行われた。</li></ul> |
|--|

### 【主な発言等】

- ① 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について【諮問第 3 1 2 3 号】

（佐藤委員）

乖離の検証については、計画的に行いつつ予測値の精度を高めていくということが大事。二種指定事業者同士でも予測値の算定方法について情報公開するほうが適切と考えるが、可能なのか。カルテルなど問題で望ましくないことなのかもしれないが、MVNOへの情報公開だけでなく、MNOが自分の推計の精度を上げていくプロセスはどう動くのか。

（事務局）

接続料の算定方法については、二種指定事業者間で過度な差異があることは望ましくないと考えられる。二種指定事業者間での情報共有についても、おそらくあまり行われておらず、またそれほど望ましくないと考えている。総務省への説明や審議会等での議論を踏まえて、乖離を少しずつ狭めていくプロセスが必要であると思っている。

（山下委員）

各社によって乖離の差がでてきた場合は、結果を見ながら事業者間で話し合うというよりは、それを見ながら改良を重ね、長い目で見て進んでいくと良いと考える。

(関口委員)

具体的な運営について、各社間であまりにも相違がある場合には、研究会で考え方の統一を図るなどして馴染んでいくものだと思う。KDDIやソフトバンクからインサイダー情報の懸念についての意見があったが、固定系でもインサイダー取引条項に該当するものは、公表前は非開示で、一般に公表になったタイミングで開示対象になるというような実績もあるので、情報開示のタイミングは適時適切に考えれば良いと思う。

(高橋委員)

予測値の乖離については、やってみないとわからないが、必要があれば精算するので問題ないと思う。今後何か問題が出たら、よりよくなるようにまた考えれば良いと思う。

(西村(暢)委員)

今回、ベストプラクティスというような形でできる限り3社の接続料の公平性の確保というのは至上命題。カルテルではないステークホルダーたちの合意と協調というかたちで、精緻な予測値や乖離をできる限り詰めていくプラクティスを注視していくような姿勢が必要。

## ② 接続委員会(第50回)の電子メールによる審議事項について

(山下委員)

会議を招集しなかった理由について、提出者が個人のみであるというより、少数かつ反対意見ではなかったというほうが適切ではないか。

(事務局)

今回一番影響を受けるのは事業者であり、その事業者からの意見がなかったのは個人のみとの関係で差があると考えており、このように書かせていただいた。ただ、少数という観点もあったほうがより適切ではないかと思うので、今後は配慮していきたい。

以上